

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(特定有期雇用教職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において「特定有期雇用教職員」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 特定教員 任期を付して雇用する教員のうち、別表第1職名の欄に掲げる職名で、同表資金の名称の欄に掲げる資金に係る特定のプログラム、プロジェクト等により雇用される者</p> <p>(2) 年俸制特定教員 任期を付して雇用する教員のうち、部局が定め、総長の認める特定のプログラム、プロジェクト等により特定教授、特定准教授、特定講師又は特定助教の職名で雇用される者</p> <p>(3) 特定外国語担当教員 任期を付して雇用する教員のうち、外国語科目又は専門教育科目を担当させるに足る高度の専門的学識又は技能を有する者で、特定外国語担当教授、特定外国語担当准教授又は特定外国語担当講師の職名で雇用される者</p> <p>(4) 特定病院助教 任期を付して雇用する教員のうち、医師免許又は歯科医師免許を取得している者であって、医学部附属病院が定め、総長の認める特定のプログラム、プロジェクト等により、特定病院助教の職名で雇用される者</p> <p>(5) 特定職員 任期を付して雇用する職員のうち、高度な専門的知識及び豊富な実務経験を必要とする専門的業務に従事する者</p> <p>(6) 特定医療技術職員 任期を付して雇用する技術職員のうち、別表第2左欄に掲げる職名に係る免許を取得している者又は当該免許の試験に合格し、かつ、免許証が未交付の者であって、それぞれ同表左欄又は右欄に掲げる職名で雇用されることにつき業務の遂行上必要な能力を有すると当該部局の長が認めた者</p> <p>(中略)</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第6条 この章に定めるもののほか、特定教員の就業に関する事項については、就業規則（第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により特定教員に準用</p>	<p>(特定有期雇用教職員の定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>特定拠点教員 任期を付して雇用する教員のうち、世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム（以下「トップレベル拠点プログラム」という。）により特定拠点教授、特定拠点准教授、特定拠点講師又は特定拠点助教の職名で雇用される者</u></p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7) <u>特定拠点研究員 任期を付して雇用する職員のうち、トップレベル拠点プログラムにより、特定の研究課題等を定め研究に従事する者</u></p> <p>(8)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第6条 この章に定めるもののほか、特定教員の就業に関する事項については、就業規則（第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により特定教員に準用</p>

改 正 前	改 正 後
<p>する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号。第6条の5において「教員就業特例規則」という。）第6条の規定は、この限りでない。</p> <p>（中 略）</p> <p>（他の規則の準用）</p> <p>第6条の5 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則（第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。第14条において「給与規程」という。）第5条から第8条まで、第11条から第22条まで及び第27条から第35条までの規定は、この限りでない。</p>	<p>する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。）第6条の規定は、この限りでない。</p> <p>（他の規則の準用）</p> <p>第6条の5 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則（第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第5条から第8条まで、第11条から第22条まで及び第27条から第35条までの規定は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">第2章の3 特定拠点教員 （職務内容）</p> <p>第6条の6 特定拠点教員は、トップレベル拠点プログラムを実施するための研究拠点において研究に従事する。</p> <p>（俸給）</p> <p>第6条の7 特定拠点教員の俸給月額は、別表第4に掲げる額とする。ただし、特に必要と認めるときは、同表に定める額以外の額とすることができる。</p> <p>2 前項の額については、雇用される者の経験及び能力に応じて当該拠点の長が決定するものとする。</p> <p>（契約期間）</p> <p>第6条の8 特定拠点教員の契約期間は、五の事業年度以内とする。ただし、当該プログラムの継続する期間を限度として、これを更新することができる。</p> <p>（他の規則の準用）</p> <p>第6条の9 この章に定めるもののほか、特定拠点教員の就業に関する事項については、就業規則（第22条、第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により特定拠点教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により特定拠点教員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第22条まで、第27条から第33条の4まで並びに第34条及び第35条の規定は、この限りでない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第 2 章の 3 特定外国語担当教員 (職務内容)</p>	<p>第 2 章の 4 特定外国語担当教員 (職務内容)</p>
<p>第 6 条の 6 特定外国語担当教員は、特定の外国語科目又は専門教育科目に係る教育研究に従事する。 (準用)</p>	<p>第 6 条の 1 0</p>
<p>第 6 条の 7 第 6 条の 3、第 6 条の 4 及び第 6 条の 5 の規定は、特定外国語担当教員に準用する。この場合において、「年俸制特定教員」とあるのは「特定外国語担当教員」と読み替えるものとする。 (中 略) (俸給)</p>	<p>第 6 条の 1 1</p>
<p>第 8 条 特定病院助教の俸給月額は、別表第 4 に掲げる額とする。 2 前項の額については、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。 (中 略) (俸給)</p>	<p>第 8 条 特定病院助教の俸給月額は、別表第 5 に掲げる額とする。 2 (同 左)</p>
<p>第 1 2 条 特定職員の俸給月額は、別表第 5 に掲げる額とする。 2 前項の額については、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。 3 前 2 項の規定にかかわらず、大学が特に認めた場合は、当該職員の俸給月額を第 1 項に定める額以外の額とすることができる。 (契約期間)</p>	<p>第 1 2 条 特定職員の俸給月額は、別表第 6 に掲げる額とする。 2 3</p>
<p>第 1 3 条 特定職員の契約期間は、五の事業年度以内とする。 2 契約期間は、これを更新しない。</p>	<p>第 1 3 条 特定職員の契約期間は、五の事業年度以内とする。 2 契約期間は、これを更新しない。<u>ただし、トップレベル拠点プログラムにより雇用する場合には、当該プログラムの継続する期間を限度として、更新することができる。</u></p>
<p>(他の規則の準用)</p>	<p>(他の規則の準用)</p>
<p>第 1 4 条 この章に定めるもののほか、特定職員の就業に関する事項については、就業規則(第 2 3 条及び第 6 4 条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第 3 1 条の規定により特定職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第 5 条から第 8 条まで、第 1 1 条から第 2 2 条まで及び第 2 7 条から第 3 5 条までの規定は、この限りでない。 2 前項前段の規定にかかわらず、就業規則第 2 2 条第 1 項第 2 号の規定は、大学が特に認めた場合は、これを準用しない。 3 第 1 項ただし書きの規定にかかわらず、特定職員で管理監督者相当職(給与規程別表第 9 で定める俸給の特別調整額支給対象者に準ずる者)に就いている者については、給与規程第 2 7 条の規定を準用するものとし、第 2 3 条及び第 2 4 条の規定は、これを準用しない。</p>	<p>第 1 4 条 2 3</p>

改 正 前	改 正 後																																																						
(後 略)	<p style="text-align: center;"><u>第4章の2 特定拠点研究員</u> (職務内容)</p> <p><u>第14条の2 特定拠点研究員は、トップレベル拠点プログラムを実施するための研究拠点において、特定の研究課題等を定め研究に従事する。</u> (俸給)</p> <p><u>第14条の3 特定拠点研究員の俸給月額は、別表第7に掲げる額とする。</u> 2 前項の額については、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。 (準用)</p> <p><u>第14条の4 第13条及び第14条(第3項を除く。)の規定は、特定拠点研究員に準用する。この場合において、「特定職員」とあるのは「特定拠点研究員」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則 この規則は、平成19年10月1日から施行する。</p>																																																						
別表第1 } 別表第2 } (略) 別表第3 }	別表第1 } 別表第2 } (同 左) 別表第3 } 別表第4																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">俸 給 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>B</td><td>450,000円</td></tr> <tr><td>C</td><td>500,000円</td></tr> <tr><td>D</td><td>550,000円</td></tr> <tr><td>E</td><td>600,000円</td></tr> <tr><td>F</td><td>650,000円</td></tr> <tr><td>G</td><td>700,000円</td></tr> <tr><td>H</td><td>750,000円</td></tr> <tr><td>I</td><td>800,000円</td></tr> <tr><td>J</td><td>850,000円</td></tr> <tr><td>K</td><td>900,000円</td></tr> <tr><td>L</td><td>950,000円</td></tr> <tr><td>M</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>N</td><td>1,050,000円</td></tr> <tr><td>O</td><td>1,100,000円</td></tr> <tr><td>P</td><td>1,200,000円</td></tr> <tr><td>Q</td><td>1,300,000円</td></tr> <tr><td>R</td><td>1,400,000円</td></tr> <tr><td>S</td><td>1,500,000円</td></tr> <tr><td>T</td><td>1,600,000円</td></tr> <tr><td>U</td><td>1,700,000円</td></tr> <tr><td>V</td><td>1,800,000円</td></tr> <tr><td>W</td><td>1,900,000円</td></tr> <tr><td>X</td><td>2,000,000円</td></tr> <tr><td>Y</td><td>2,100,000円</td></tr> <tr><td>Z</td><td>2,200,000円</td></tr> </tbody> </table>	俸 給 月 額		A	400,000円	B	450,000円	C	500,000円	D	550,000円	E	600,000円	F	650,000円	G	700,000円	H	750,000円	I	800,000円	J	850,000円	K	900,000円	L	950,000円	M	1,000,000円	N	1,050,000円	O	1,100,000円	P	1,200,000円	Q	1,300,000円	R	1,400,000円	S	1,500,000円	T	1,600,000円	U	1,700,000円	V	1,800,000円	W	1,900,000円	X	2,000,000円	Y	2,100,000円	Z	2,200,000円
俸 給 月 額																																																							
A	400,000円																																																						
B	450,000円																																																						
C	500,000円																																																						
D	550,000円																																																						
E	600,000円																																																						
F	650,000円																																																						
G	700,000円																																																						
H	750,000円																																																						
I	800,000円																																																						
J	850,000円																																																						
K	900,000円																																																						
L	950,000円																																																						
M	1,000,000円																																																						
N	1,050,000円																																																						
O	1,100,000円																																																						
P	1,200,000円																																																						
Q	1,300,000円																																																						
R	1,400,000円																																																						
S	1,500,000円																																																						
T	1,600,000円																																																						
U	1,700,000円																																																						
V	1,800,000円																																																						
W	1,900,000円																																																						
X	2,000,000円																																																						
Y	2,100,000円																																																						
Z	2,200,000円																																																						

改 正 前		改 正 後																									
別表第4	} (略)	別表第5	} (同 左)																								
別表第5		別表第6																									
		別表第7																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">俸 給 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>350,000円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>550,000円</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>650,000円</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>700,000円</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>750,000円</td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>800,000円</td> </tr> </tbody> </table>		俸 給 月 額		A	300,000円	B	350,000円	C	400,000円	D	450,000円	E	500,000円	F	550,000円	G	600,000円	H	650,000円	I	700,000円	J	750,000円	K	800,000円
俸 給 月 額																											
A	300,000円																										
B	350,000円																										
C	400,000円																										
D	450,000円																										
E	500,000円																										
F	550,000円																										
G	600,000円																										
H	650,000円																										
I	700,000円																										
J	750,000円																										
K	800,000円																										